

こうとうがっこうしゅうがくしえんきんかん しよるいいちらん つうしんせいよう
高等学校等就学支援金に関する書類一覧(通信制用)

1. 高等学校等就学支援金制度のお知らせ

2. 就学支援金確認票

3. 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

4. 3の「記入例」

5. 黄色の封筒

ていしゆつきげん へいせい ねん がつ にち
提出期限：平成28年__月__日（__）

ちゆう しよるい ぜんいん かた ていしゆつ しよるい
(注) 2と5の書類は全員の方に提出していただく書類です。

ふめい てん かながわけん こうとうがっこう じむしつ でんわ
ご不明な点は、神奈川県 高等学校 事務室 電話 までお問い合わせください。

高等学校等就学支援金制度のお知らせ

～受講料に充当しますので、3月末に納付いただいた受講料を還付します～

◆申請することができる世帯の方◆

- 保護者（親権者。父母がいる場合は双方）の「市町村民税所得割額」の合計が、30万4,200円未満の世帯の方
- 生活保護を受けている世帯の方

【ご注意ください】

- ※ 申請が必要です。
- ※ ひとり親家庭に限った制度ではありません。保護者全員の市町村民税所得割額の合計により支給の認定について審査をします。
- ※ 高等学校等を卒業し又は修了した方、高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制および通信制の場合は48月）を超える方は就学支援金の申請はできません。

【市町村民税所得割額とは】

- ※ 住民税は「市町村民税」と「県民税」を合わせたものです。それぞれ「所得割」と「均等割」があります。就学支援金は、この「市町村民税」の「所得割」の額が30万4,200円未満の世帯の方が支給を受けることができます。

市町村民税	所得割額
	均等割額
県民税	所得割額
	均等割額

・・・この額が30万4,200円未満の場合、申請できます。

【市町村民税所得割額が確認できる書類の見本】

平成27年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書

所得	給与収入	主たる給与	営業所得	配当所得	雑所得	総所得金額①	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪
所得	給与所得	所得区分																						
所得	雑所得	障害・寡・勤	配偶者	配偶者特別	扶養親族	本人																		
所得	医療																							
所得	社会保																							
所得	小規模企																							
所得	生命保																							
所得	地震保																							

所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。

ただし、市町村民税所得割額が30万1,200円以上30万4,200円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。

市町村民税所得割額が記載されています。県民税は含みません。

しんせいかいすう

◆申請回数◆

○ 1年次は、2回申請していただきます。(2年次以降、学年ごとに1回申請)

◇ 1回目の申請は、平成28年4月～6月分の就学支援金についてです。

平成28年 月 日までに高校へ申請してください。

.....この認定は、平成27年度の市町村民税所得割の額で審査します。

◇ 2回目の申請は、平成28年7月～翌年6月分の就学支援金についてです。

6月以降に高校から案内がありますので、期限までに高校へ申請してください。

.....この認定は、平成28年度の市町村民税所得割の額で審査します。

【ご注意ください】

※ 4月～6月分の就学支援金が認定されている方も、7月～翌年6月分の就学支援金の支給を受けるためには、2回目の申請が必要です。

※ 4月～6月分の就学支援金について、平成27年度の市町村民税所得割が30万4,200円以上であったため申請ができなかった方も、7月～翌年6月分の就学支援金について、平成28年度の市町村民税所得割が30万4,200円未満であれば申請ができます。

◆提出書類◆

～1回目の申請(平成28年4月～6月分の就学支援金)

○ ①～③を配付の黄色の封筒に入れて提出してください。

① 就学支援金確認票

② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

③ 所得に関する書類(次の書類のうちいずれか)

保護者2名(父母)が市町村民税所得割を課税されている場合は、父母それぞれ

の書類が必要です。

ア 平成27年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー

イ 平成27年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

ウ 平成27年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明の原本又はコピー

エ 生活保護受給証明書の原本(平成28年1月1日以降の発行日付のもの)

* 源泉徴収票は市町村民税所得割額が確認できないので、受け付けておりません。

* 勤務先が2ヶ所以上の場合や、給与所得以外に不動産収入などの収入がある場合は、イまたはウを提出してください。

【ご注意ください】

※ 平成27年度の市町村民税所得割が30万4,200円以上のため申請ができない方(授業料を納付していただく方)も、①就学支援金確認票は、配付の黄色の封筒に入れて提出してください。

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けられず、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。

ぜんいん かた かくにんひょう ていしゅつしよるい きいろ ふうとう い ていしゅつ
全員の方がこの確認票と提出書類を黄色の封筒に入れて提出してください。

しゅうがくし えんきんかくにんひょう つうしんせいよう
就学支援金確認票 (通信制用)

ふりがな

せいとしめい せいとく せいのめい
生徒氏名 _____

ごうかくつうちばんごう
合格通知番号 _____

ほごしゃしめい せいとく せいのめい
保護者氏名 _____

れんらく さき
連絡先 _____

ないよう かくにん ばあい urenaku renrakusaki kisai
*内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡のつく連絡先を記載してください。

「おしらせ」をお読みいただき、申請や提出書類に漏れないか、この確認票の
□にチェックをして、黄色の封筒に入れて高校の事務室にご提出ください。

ほごしゃ しんけんしゃ しちようそんみんぜいしよとくわり ごうけいがく まん えんみまん
1 保護者(親権者)の市町村民税所得割の合計額が30万4,200円未満ですか？

□ 30万4,200円未満のため、就学支援金の申請をします。

→「2」へ進んでください。

□ 30万4,200円以上のため、就学支援金の申請をしません。

→「3」へ進んでください。

つぎ しよるい きいろ ふうとう い ていしゅつ
2 次の書類を黄色の封筒に入れて提出してください。

① □ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

② 所得に関する書類 次のいずれか

ほごしゃ しんけんしゃ ふほ ばあい そうほう ていしゅつ しよるい
保護者(親権者)が父母の場合は双方が提出する書類にチェックしてください。

ア □ 平成27年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー

イ □ 平成27年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

ウ □ 平成27年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー

エ □ 生活保護受給証明書の原本(平成28年1月1日以降の発行日付のもの)

③ □ 就学支援金確認票(本用紙)

つぎ しよるい きいろ ふうとう い ていしゅつ
3 次の書類を黄色の封筒に入れて提出してください。

① □ 就学支援金確認票(本用紙)

ていしゅつぎげん へいせい ねん がつ にち
提出期限 平成28年 月 日

がっこうしゅうじゅいん
学校収受印

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 記載例

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係）

太い枠線の中を記入してください。

平成 28 年 4 月 1 日

4月1日と記入してください。

神奈川県立〇〇〇〇〇〇学校長 殿

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金

次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。



じゅきゅうし かくにんていしんせいしよ しよかいじ
受給資格認定申請書（初回時）

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん い か しゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。



収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

確認の上、2箇所必ずレ印を付けてください。



この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。



この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

い か くらん せいとほんにん しよめい
（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」および「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

生徒本人の名前とふりがなを記入してください。
・生徒本人が署名
・保護者等による代筆も可能

ふりがな	かながわ	いちろう
せいと しよめい 生徒の氏名	姓 神奈川	名 一郎

せいと せいねんがっぴ 生徒の生年月日	昭和 平成 12 年 5 月 18 日
せいと じゅうしょ 生徒の住所	〒 231 - 8588 神奈川県 横浜市 中区日本大通33
ほごしやうとう わんらくさき 保護者等の連絡先	090 (0000) 0000
せいと ざいがく 生徒が在学する がっこう めいしやう 学校の名称	神奈川県立〇〇〇〇〇〇学校

生徒の生年月日を記入してください。

生徒の住所を記入してください。

日中連絡が取れる保護者の連絡先を記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】

げんざい がっこう ①現在の学校の ざいがくかん 在学期間	学校名 神奈川県立 〇〇〇〇〇〇学校	平成 28 年 4 月 1 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 (〇〇制)
か こ がっこう ②過去の学校の ざいがくかん 在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

入学した学校名と課程を書いてください。
高等学校（全日制）
高等学校（定時制）
高等学校（通信制）
中等教育学校（後期課程）

過去に高等学校等に在学していた場合に記入してください。

※ 次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

裏面も記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】 【2. 保護者等の収入の状況について】

次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

<input checked="" type="checkbox"/>	4月～6月 (27年度の課税証明書等)	<input type="checkbox"/>	7月～6月 (28年度の課税証明書等)
-------------------------------------	---------------------	--------------------------	---------------------

(2) 4月1日時点における保護者等の状況 及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

4月1日時点における保護者等の状況 及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合〔単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。〕
	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者1名分 <small>（親権者が、両親以外に親権者1名を指定し、指定された親権者のみが課税対象となる場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）</small>
	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	・ 離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・ 親権者が存在するものの、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） <small>（未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）</small>
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・ 成人に達している場合 ・ 未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。

親権者がなく、未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記入してください。

(2) - 2 次の理由により課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
神奈川 太郎	父	神奈川 花子	母

課税証明書等を添付する方の氏名と生徒との続柄を記入してください。

※ 保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・ 保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組等）
- ・ 収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

【3. 確認事項】

（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校長に委任することを了承します。
-------------------------------------	--

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入）